

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 四月 二十三日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指定年月日
とっとり在宅ケア・漢方クリニック	鳥取市吉成南町一丁目二七番一四	令和八年四月一日
鳥取ペインクリニック	鳥取市川端一丁目二〇一	"
米子南整形外科クリニック	米子市道笑町四丁目一二二番地二	"

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 四月 二十三日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
オリーブ薬局	米子市車尾南一丁目八番二七号	令和八年四月一日
エスマイル薬局かも町店	米子市加茂町一丁目二一	令和八年四月六日
野の花薬局	西伯郡大山町田中六五一番地一	令和八年四月一日